三重大学 Mie University Scholarly E-collections
学術機関リポジトリ 研究教育成果コレクション

Departmental Bulletin Paper / 紀要論文

徳倫理学と正しい行為

Virtuc Ethics and Right Action

相澤, 康隆
AIZAWA, Yasutaka

人文論叢 : 三重大学人文学部文化学科研究紀要. 2014, 31, p. 1-9.

http://hdl.handle.net/10076/13811

徳倫理学と正しい行為

相　澤　康　隆

【要旨】正しい行為（なすべき行為）とはいかなる行為かを説明することは規範倫理学の諸理論にとって重要な役割の一つである。規範倫理学における一つの理論ないし立場である徳倫理学は、正しい行為を説明することができるのだろうか。この疑問に対して、いわゆる「適格な行為者説」は、次のような仕方で正しい行為の必要十分条件を与える。「ある行為が正しいのは、その行為が、有徳な行為者であれば当該の状況において特徴的に行いそうなことである場合であり、かつその場合に限られる」。有徳な人の行為を正しい行為の規準とするこの定式に対して、主要な反論が二つある。一つは、「有徳な人ならば決して陥らない状況に陥った行為者に対して、この定式は何をなすべきかを教えてくれない」という反論であり、もう一つは、「有徳でない行為者には、まさに有徳ではないがゆえになすべき行為があるにもかかわらず、この定式ではその事実を説明することができない」という反論である。これらの反論を踏まえて、定式に含まれる「有徳な行為者であれば行いそうなこと」を「有徳な人であれば忠告しそうなこと」に修正する試みがあるが、この修正版も固有の難点を抱えている。本稿では、「有徳な人の行為」ではなく、「徳を備えた行為」を中心に据えて定式を作り変えることを提案する。すなわち、「ある行為が正しいのは、その行為が当該の状況において求められる徳を備えた行為である場合であり、かつその場合に限られる」。このように定式化することによって、上記の二つの反論を退けつつ、徳倫理学の立場から正しい行為の説明を与えることができるのである。

はじめに

規範倫理学の諸理論の重要な役割の一つは、「（この状況で）私は何をなすべきか」という問いに答える手立てを行為者に与えることだと想定されている[1]。そのため、徳倫理学を規範倫理学における有力な理論（立場・アプローチ）として位置づけようとする人々が、「正しい行為（なすべき行為）」についての徳倫理学的説明を求められるのは当然であろう。徳倫理学の支持者に対して初期に向けられた主要な批判の一つは、まさにこの点をめぐるものだった。つまり、〈徳倫理学は行為よりもむしろ（行為者の）性格に注目する立場だから、個別の状況においてなすべき行為をわれわれに教えることはできない〉という趣旨の批判である[2]。

近年では、この種の批判に答えて、徳倫理学の立場から正しい行為を説明しようとするいくつかの試みがある。そうした試みの中で最もよく知られているのが、いわゆる「適格な行為者説（qualified agent theory）」である[3]。この説によれば、正しい行為はおよそ次のような仕方で定式化される。

ある行為が正しいのは、その行為が、有徳な行為者であれば当該の状況において特徴的に行いそうなことである場合であり、かつその場合に限られる[4]。

適格な行為者説には複数のバージョンがあるものの、それらはどれも「有徳な人の行為」に訴える点で共通している。一見したところ、この定式は「私は何をなすべきか」に対する答えを与えてくれる。つまり、ある状況において行為者がなすべきこととは、「有徳な行為者であればその状況で特徴的に行いそうなこと」にほかならない。しかし、この種の説明方式に対してこれまでにさまざまな反論が向けられてきた。本稿では、適格な行為者説をめぐる論争の一端を紹介しながら、徳倫理学は正しい行為についていかなる説明を与えることができるのかという問いに取り組むことにしたい。

1．「正しい行為」と「行為への手引き」

本題に入る前に、本稿の中心概念である「正しい行為」と「行為への手引き」のそれぞれの意味に関して若干のコメントをしておこう。

徳倫理学者とその批判者たちが繰り広げる論争の中で、「正しい行為（right action）」という言葉は必ずしも一義的に用いられるわけではない。正しい行為に関する考察には、行為への手引き（action guidance）と行為の評価（action assessment）という少なくとも二つの観点がある[5]。すなわち、「X は正しい行為である」という言明は、一方では、「私は何をなすべきか」に対する答えとして用いられ、この場合、「正しい行為」は「道徳的になすべき行為」を意味する。他方で、当の言明は行為を評価する文脈でも用いられる。その文脈では、「正しい行為」はしばしば「善い（立派な・賞賛に値する）行為」という意味で用いられる。

なすべき行為をすれば、善い行為をしたことになる場合もあるだろう。とはいえ、常にそうなるとは限らない。たとえば、学生に苦痛を与えたいというそれだけの動機から、カンニングを摘発する教員がいるとしよう。このケースでは、その教員がカンニングを摘発することは、彼にとってなすべき行為ではあるものの、その行為を善い行為とみなすことはできない。このように、なすべき行為と善い行為が一致しない場合がある[6]。それゆえ、議論の混乱を避けるために、両者を区別しておくことは有益であろう。本稿で論ずるのは、「（道徳的に）なすべき行為」という意味での正しい行為である。

次に、「行為への手引き」という概念に移ろう。ここで言う「手引き」とは、どれくらい明確な手引きを指すのだろうか。規範倫理学の理論に対して、携帯電話の取扱説明書のような手引きを期待する人がいるかもしれない。つまり、「しかじかの問題が発生したときには、この操作をすればよい」というような、誰もが等しく利用できる具体的で明確な行為への手引きである。しかし、近年では少なからぬ倫理学者が、現実生活で直面する倫理的問題の複雑さを考慮に入れて、そのような意味での行為への手引きを規範倫理学の理論に求めるのはふさわしくないと考えている[7]。

本稿で取り上げる論争は、「徳倫理学的説明は行為への手引きになるのか」という問題をめぐっている。とはいえ、ここで言う行為への手引きとは、具体的で明確な手引きを指すのではない。後に述べるように、私は徳倫理学的な説明によって行為への手引きを与えることができると考えている。ただし、その手引きとは、あくまでも一般的な方針というレベルでの手引きであるということに注意を促しておきたい。

2．適格な行為者説への反論

すでに述べたように、正しい行為についての徳倫理学的説明の一種である適格な行為者説とは、およそ次のような定式を指す。「ある行為が正しいのは、その行為が、有徳な行為者であれば当該の状況において特徴的に行いそうなこと[8]である場合であり、かつその場合に限られる」。本節ではこの定式（以下、定式Vと呼ぶ）に対する主要な反論を二つ紹介する。

第一に、〈有徳な人ならば決して陥らない状況に陥った行為者に対して、定式Vは何をなすべきかを教えてくれない〉という反論がある[9]。たとえば、自分をよく見せるために嘘をつくというケースを考えてみよう。太郎は花子と付き合い始めた頃、自分の年収の額を花子に伝えたが、実際には彼の年収は伝えた額の半分にすぎなかった。その後、結婚間近になって、太郎は花子に本当のことを告げたほうがよいのではないかと悩むようになった。さて、この状況で太郎がなすべきことは何だろうか。

有徳な人であれば、自分をよく見せるために嘘をつくというようなことはしないだろう。だとすれば、太郎が陥っている状況は、有徳な人が決して陥らない状況である。そうすると、「その状況で有徳な人が特徴的に行いそうなこと」に訴える定式Vは、当該の状況において太郎がなすべきことを教えてくれないように見える。

このタイプの反論は、「何をなすべきかを行為者に教えてくれない」というよりむしろ、「行為者がしかじかの行為をなすべきであることは明らかなのに、定式Vではその事実を説明できない」という仕方でなされることも少なくない。これを先ほどの具体例に当てはめると、〈太郎が花子に真実を告げるべきであることは明らかなのに、定式Vからその結論を導くことはできない〉という反論になる。いずれにせよ、有徳な人であれば決して陥らない状況を持ち出すのが第一の反論のポイントである。

第二に、〈有徳でない行為者には、まさに有徳ではないがゆえになすべき行為があるにもかかわらず、定式Vではその事実を説明することができない〉という、ロバート・ジョンソンによる有名な反論がある。この反論は、第一の反論の一種とみなすこともできるが、第一の反論が「しかじかの状況でなすべきこと」に注目するのに対して、第二の反論は「しかじかのタイプの人間がなすべきこと」に着目する点で、両者の視点は若干異なっている。

ジョンソンは定式Vにある「有徳な行為者」の部分を「完全に有徳な行為者（a completely virtuous agent）」と表現し直したうえで、そのバージョンの適格な行為者説に対して反論を加える[10]。まず、「完全に」という語をジョンソンが加える理由を簡単に説明しておこう。この限定は、ある点では徳があるが、他の点では徳がないがゆえに生じる問題を避ける役割を果たしている。たとえば、正義の徳を身につけているが、親切さという徳を身につけていない人は、正義の徳に導かれて不親切な行為をするかもしれない。こうした複雑な事態を避けるために、ジョンソンは完全に有徳な人の行為に焦点を絞るのである[11]。

さて、ジョンソンは（「完全に」を加えたバージョンの）定式Vに対して、「自己改善に向けた行為」を取り上げることによって次のような反論を述べる[12]。虚言癖のある男（仮にスミスと呼ぶ）が、自分の性格を改善したいと思っているとしよう。スミスは、「これからは真実を語るようにしよう」と決意するものの、ほどなくして嘘への誘惑に負けてしまう。そこで、彼はセラピストのアドバイスに従って、以下の点を実行することにした。①自分の虚言癖をより強く意識し、自己改善を忘れないようにするために、自分のついた嘘をすべて書き留める。

②嘘をつきたくなったときには、真実を語ればどうなるかについて具体的に考えるようにする。③自分の虚言癖は自尊心の低さに関連しているかもしれないので、自尊心を高める活動に取り組む。

ジョンソンは次のように言う。「われわれの常識からすれば、これらの行為は、少なくとも彼の性格を改善させる限りにおいて、このような状況において彼が道徳的になすべきことであろう。しかし、これらの行為はどれも、完全に有徳な行為者が特徴的に行いそうなことではまったくない」[13]。つまり、「これらの行為を彼がなすべきであるということは、正しい行為は有徳な人に特徴的な行為であるという主張と真っ向から対立する」のである。スミスのしようとしている行為はどれも、有徳な人であれば行う必要のないことだ。だが、スミスは有徳な人ではないからこそ、その種の行為をなすべきなのである[14]。

3．適格な行為者説の修正版

前節で説明した反論を考慮に入れて、定式Vを次のように修正する試みがある。

ある行為が正しいのは、その行為が、有徳な人であれば行為者に対して行うよう忠告しそうなことである場合であり、かつその場合に限られる[15]。

この修正版（以下、忠告モデルと呼ぶ）に従えば、上記の二つの反論に答えることができるようになる。自分をよく見せるために嘘をついた太郎の例に戻ろう。有徳な人は太郎の置かれた状況に決して陥らないがゆえに、「有徳な人であれば特徴的に行いそうなこと」に訴える定式Vは、何をなすべきかを太郎に教えてくれない。これが第一の反論の趣旨だった。他方、忠告モデルに従えば、太郎に行為への手引きを与えることができる。有徳な行為者ならば、「花子に真実を告げるべし」と太郎に忠告するであろう。それゆえ、当の状況において太郎がなすべきことは、花子に真実を告げることである。

それでは、忠告モデルによって、ジョンソンの反論に答えることができるだろうか。ジョンソンの反論は、〈われわれの常識からすれば、虚言癖のあるスミスは嘘を書き留めるなどの行為をなすべきである。しかし、その種の行為は完全に有徳な人が特徴的に行いそうな行為ではまったくない。それゆえ、定式Vを採用すると、その種の行為はスミスがなすべきことだとは言えなくなる〉というものだった。忠告モデルにはこの反論は当てはまらない。嘘を書き留めるなどの行為が、虚言癖を改善するための有効な手段（の一つ）であるならば、有徳な人はスミスに対して「嘘を書き留めるべし」と忠告するだろう。それゆえ、嘘を書き留めることはスミスがなすべきことだと言えるようになる。

だが、この忠告モデルに対してもいくつかの反論がある。第一に、有徳な行為者は、ある種の事柄に関しては、行為者に忠告すべきでないと考えるかもしれない。なすべきことを行為者が自分で見出すほうがよい場合もあるからだ[16]。

第二に、有徳に行為することに長けている人が、忠告することにも長けているとは限らない。それはちょうど、正しい行為をするよう他者に忠告することには長けているが、正しい行為を自分が行うことには長けていない人がいるのと同様である[17]。

第三に、忠告モデルは理想的観察者説（ideal observer view）の一形態であり、もはや徳倫

理学に固有の説明ではない、という反論がある[18]。忠告モデルの特徴は、すぐれた行為者としての役割に代えて、すぐれた観察者としての役割を有徳な人に負わせる点にある。しかるに、有徳な人がすぐれた観察者であるためには、当該の状況に関連するすべての情報を所有していなければならない（そうでなければ、情報の欠如が原因で誤ったアドバイスをすることになりかねない）[19]。しかし、関連するすべての情報を所有していることは、「（完全に）有徳な人」という概念には含まれていない以上、忠告モデルに説得力をもたせるためには、「関連するすべての情報を所有している（完全に）有徳な人であれば忠告しそうなこと」という仕方で忠告モデルを規定し直す必要がある。そうすると、これはもはや徳倫理学に固有の説明方式とは言えない。実際、「関連するすべての情報を所有している（完全に）有徳な人であれば忠告しそうなこと」が正しい行為である理由は、彼が有徳な人であることよりも、彼がすべての情報を所有していることにあると理解することもできる。その理解が正しいとすれば、「有徳な人」は忠告モデルにおいて重要な役割を果たさないことになるだろう。

このように、忠告モデルにもいくつかの欠点がある。そのため、正しい行為の徳倫理学的説明として忠告モデルを採用することはできない。

4．行為への手引きとしての徳規則

この節では、適格な行為者説の先駆けであるハーストハウスの議論に立ち返り、行為への手引きの問題を彼女がどのように考えていたのかを考察する。

『徳倫理学について』の第一章の中で、ハーストハウスは定式Ｖを導入した後に、その定式に対するありふれた反論を取り上げている。定式Ｖは、ある状況に置かれた行為者に対して、「有徳な行為者であればその状況で特徴的に行いそうなことをせよ」という指針を与えてくれる。しかし、徳倫理学への批判者は次のように反論する。「私自身が有徳な行為者でない限り……この唯一の指針は私に何ら行為への手引きをもたらさない。私が完全に有徳な人間でないならば、有徳な行為者が行いそうなことが何なのかわからないのだから、徳倫理学が与える唯一の指針を適用することはできない」[20]。

この反論に対して、ハーストハウスは二つの観点から答えている[21]。第一に、有徳な行為者が当該の状況において行いそうなことがわからないのならば、有徳な行為者に —— そうすることが可能である場合には —— アドバイスを求めるべきである。ハーストハウスによれば、これは些細なポイントでは決してない。実際、われわれはしばしば、自分よりも道徳的にすぐれていると思われる人々に道徳上の指導を求めている。有徳な行為者にアドバイスを求めるべきだという見解は、この事実の直接的な説明になっているのである[22]。

第二に、「私が完全に有徳な人間でないならば、有徳な行為者が行いそうなことが何なのかわからない」という見解は誤りであるとハーストハウスは主張する。有徳な行為者とは、正直・思いやり・忠実などの徳を所有している人であるから、彼がその性格に即して行うこととは、正直な行為、思いやりのある行為、忠実な行為などである。それゆえ、有徳でない行為者であっても、自分の置かれた状況において有徳な人ならば何を行いそうなのかを理解することができる。ハーストハウス自身が指摘するように、この応答は、「徳倫理学は規則を与えない」という別の反論に対する答えにもなっている。つまり、徳倫理学は、「正直な行為をせよ」・「思いやりのある行為をせよ」・「忠実な行為をせよ」というような規則 —— ハーストハウスは

これを徳規則（v-rules）と呼ぶ —— を与えることができるのである[23]。

ハーストハウスの以上の議論の中で私が注目するのは二番目の見解である。「徳倫理学は行為への手引きを与えることができるのか」という問いに徳規則という考え方を当てはめるならば、ハーストハウスは次のように答えていることになるだろう。徳倫理学は、「正直な行為をせよ」・「思いやりのある行為をせよ」・「忠実な行為をせよ」という仕方で、一般化すれば、「有徳な行為をせよ」という仕方で行為への手引きを与える、と[24]。

5．正しい行為についての徳倫理学的説明

ハーストハウスの見解を踏まえつつ、定式 V を作り変えることにしよう。

定式 VR：ある行為が正しいのは、その行為が当該の状況において求められる徳を備えた行為である場合であり、かつその場合に限られる。

「徳を備えた行為」とは、勇敢な行為・節度のある行為・気前のよい行為など、さまざまな種類の有徳な行為を指す。定式 VR は、それぞれの状況において、「勇敢な行為をなすべきだ」・「節度のある行為をなすべきだ」・「気前のよい行為をなすべきだ」という仕方で行為への手引きを与える。ただし、ここで私は、「広い意味での有徳な行為」と「厳密な意味での有徳な行為」を区別している。アリストテレスによれば、厳密な意味での有徳な行為とは、有徳な人が行うような仕方でなされる行為である[25]。そして、ある行為が「有徳な人が行うような仕方でなされる」と言えるためには、行為が一定の性質をもつだけでは不十分であり、行為者自身もいくつかの条件を満たしていなければならない[26]。すなわち、(1) 自分がしていることを知りながら行為している、(2) 当の行為を選択し、しかもそれ自体のために選択している、(3) 安定した不変の性向から当の行為を行っている、という三つの条件である。このうち、三番目の条件は、安定した不変の性向である徳を獲得している有徳な人が、まさにその徳に基づいて行為することを指すと考えられよう。

定式 VR は、有徳な人への発展途上にある人にとって行為への手引きになることを意図している。いまだ徳を獲得していない人は、少なくとも条件 (3) を満たしていないがゆえに、厳密な意味での有徳な行為を行うことはできない。しかしそれでも、広い意味での有徳な行為を行うことはできる。「われわれは、正義を守ることによって正義の人になり、節度のある行為をすることによって節度のある人になり、勇敢な行為をすることによって勇敢な人になる」[27]というアリストテレスの有名な言葉は、いまだ徳を獲得していない行為者が、広い意味での有徳な行為を繰り返すことによって、有徳な人間になることを示唆している。

ここで、第二節で取り上げた反論を改めて検討してみよう。まず、定式 VR には「有徳な行為者」という概念が含まれていないため、「有徳な人であれば決して陥らない状況」に基づく第一の反論は当てはまらない。

では、ジョンソンによる反論はどうだろうか。自分のついた嘘を書き留めること、嘘への誘惑に駆られたときに、真実を語ればどうなるかについて具体的に考えること、自尊心を高める活動に取り組むことは、虚言癖のあるスミスが道徳的になすべきことである、というのがジョンソンの主張であった。これらの行為はそれ自体では正直という徳を備えた行為ではないとす

れば、「スミスはそれらの行為をなすべきだ」という手引きを定式 VR から導き出すことはできないことになる。

とはいえ、上記の行為をスミスが道徳的になすべきであるという見解自体がそもそも正しくないと私は考える。本来、スミスが道徳的になすべきことは、正直な行為である。他方、嘘を書き留めるなどの行為は、正直な行為ができるようになるための第一歩として、つまり目的に対する有効な手段としてなすべきなのである。定式 VR は、目的としてなすべき行為についての手引きであって、手段としてなすべき行為についての手引きではないのだから、「スミスはそれらの行為をなすべきだ」という手引きを導き出せないことは定式 VR の欠点にはならない。

6. 徳理解を深めることの必要性

前節では、正しい行為を有徳な行為という観点から規定し、さらに、有徳な行為を広い意味での有徳な行為と考えることによって、定式 VR が有徳でない行為者にとって行為への手引きになることを示した。すなわち、その定式は「当該の状況において求められる有徳な行為をなすべきだ」という指針を与えるのである。

ところで、当の指針に従って行為する際、行為者は、自分がもっている徳概念に基づいて行為することになる。たとえば、ある人が「親切な行為をなすべきである」という指針に従って行為するとき、彼は親切な行為だと自分が信じている行為をしようとする。「当該の状況において求められる有徳な行為をなすべきだ」という指針が、このような仕方で行為への手引きになるとすれば、誤った徳概念に基づいて行為するという事態が生じうる。たとえば、大学生の一郎が、同じ大学に通う近所の友人から、「成績表を取りに行きたいが、定期券の期限が切れているので、今日だけ貸してくれないか」と頼まれたとしよう。一郎は、「親切な行為をなすべきである」という指針に従って、友人に定期券を貸してあげた。しかし、不正行為の手助けをすることは、親切な行為ではないかもしれない。だとすれば、一郎は親切な行為をしたと思ってはいるが、実はそうではないことになる。

アリストテレスの見解が正しいとすれば、有徳でない行為者は、有徳な行為を繰り返すことによって有徳な人間になる。たとえば、勇敢でない行為者は、（広い意味での）勇敢な行為を繰り返すことによって、勇敢な人間になる。しかし、誤った徳概念に基づいた行為を繰り返しても、当該の徳を獲得することはできない。それゆえ、有徳な人間になるためには、自分のもっている徳概念を批判的に吟味し、徳についての理解を深めることもまた不可欠だと言えよう。

註

1　Hursthouse (1999: 49).

2　Louden (1984: 229), Solomon (1988: 432).

3　徳倫理学者による正しい行為の説明には、適格な行為者説のほかに、スロートの行為者基底説（agent-based theory）、スワントンの目標中心説（target-centered theory）などがある。Slote (2001: 38), Swanton (2003: 227-28)を参照。

4　Zagzebski (1996: 233-35); Hursthouse (1997: 219), (1999: 28); Oakley and Cocking (2001: 9); Annas (2006: 524)を参照。なお、「特徴的に」とは「その人の性格に即して」という意味である。

5 Hursthouse (1999: 51), Das (2003: 324), Russell (2008: 303), Zyl (2013: 173).
6 なすべき行為と善い行為が一致しないケースとして、Hursthouse (1999: 50-51)も参照。
7 Annas (2006: 524), (2011: 33-34); Zyl (2013: 173-74).
8 Hurka (2001: 227)は、Kagan (1998: 209)に依拠しつつ、定式Vに含まれる“would perform”を“might perform”に修正したほうがよいと主張する。彼によれば、「行いそうなこと（行うであろうこと）」という表現は、有徳な行為者が当該の状況で選び取る行為が常に一つしかないことを含意するからである。
9 Harman (2001: 120), Svensson (2011: 259).
10 Johnson (2003: 812).
11 Walsh (2009: 410)はこの限定に関して、ジョンソンの主たる標的であるハーストハウスは「ある有徳な行為者（a virtuous agent）」 —— ワルシュによれば、ある有徳な行為者は不完全な人間でありうる —— を問題にしているのに、ジョンソンは「完全に」という語を不当に付け加えていると非難する。だが、有徳な人に不完全さを認める仕方で定式Vを解釈しても、ジョンソンの提起する問題は解決しないとする見方もある。Russell (2008: 301-302)を参照。
12 Johnson (2003: 816-17).
13 Johnson (2003: 817).
14 自己改善に向けた行為のほかに、ジョンソンは「自己抑制の行為（self-controlling action）」と「助言を求めること（seeking advice）」を適格な行為者説への反例として挙げている。これらの事例についても、主張の要点は自己改善に向けた行為の場合と同じである。すなわち、完全に有徳な行為者であれば、自己抑制の行為も助言を求めることもしないけれども、ある人々にとってはどちらの行為もなすべき行為である、というのがジョンソンの主張である。
15 Crisp (2000: 45), Harman (2001: 121), Svensson (2010: 263).
16 Harman (2001: 121).
17 Harman (2001: 121).
18 Johnson (2003: 827), Driver (2006: 118).
19 この論点については Kawall (2002: 207)を参照。
20 Hursthouse (1999: 35).
21 Hursthouse (1999: 35-37).
22 ただし、Hursthouse (2006: 106)では、有徳な人にアドバイスを求めるという見解に含まれる難点が指摘されている。すなわち、誰が有徳な人なのか特定する仕方を徳倫理学が教えることができないならば、有徳な人にアドバイスを求めよという教えは何ら行為への手引きにならないという難点である。
23 さらに、「不正直な行為をするな」・「思いやりのない行為をするな」・「卑劣な行為をするな」というように、それぞれの悪徳に対応する規則も与えることができる。Hursthouse (1999: 36)を参照。
24 行為への手引きと徳規則の関係については Hursthouse (2006: 106-107)も参照。
25 『ニコマコス倫理学』第二巻第四章（1105 b 5-9）。「諸行為は、それらの行為が正義の人や節度のある人が行いそうなことであるときに、正義の行為や節度のある行為と呼ばれる」。
26 『ニコマコス倫理学』第二巻第四章（1105 a 30）。
27 『ニコマコス倫理学』第二巻第一章（1103 a 34-b 2）。

本稿は、科学研究費補助金による研究成果の一部である。

【引用文献】

Annas, J. (2006) "Virtue Ethics", in D. Copp ed., *The Oxford Handbook of Ethical Theory*, 515-36.

(2011) *Intelligent Virtue*, Oxford University Press.

Bywater, I. (1894) *Aristotelis Ethica Nicomachea*, Oxford University Press.

Crisp, R. (2000) "Particularizing Particularism", in B. Hooker and M. Little eds., *Moral Particularism*, Oxford University Press, 23-47.

Das R. (2003) "Virtue Ethics and Right Action", *Australasian Journal of Philosophy* 81 (3), 324-39.

Driver, J. (2006) "Virtue Theory", in J. Dreier ed., *Contemporary Debates in Moral Theory*, Blackwell, 113-23.

Harman, G. (2001) "Virtue Ethics without Character Traits" in A. Byrne, R. Stalnaker, and R. Wedgwood eds., *Fact and Value: Essays on Ethics and Metaphysics for Judith Jarvis Thomson*, MIT Press, 117-27.

Hurka, T. (2001) *Virtue, Vice and Value*, Oxford University Press.

Hursthouse, R. (1997) "Virtue Theory and Abortion", in R. Crisp and M. Slote eds., *Virtue Ethics*, Oxford University Press, 217-38.

(1999) *On Virtue Ethics*, Oxford University Press.

(2006) "Are Virtues the Proper Starting Point for Morality", in J. Dreier ed., *Contemporary Debates in Moral Theory*, Blackwell, 99-112.

Johnson, R. (2003) "Virtue and Right", *Ethics* 113, 810-34.

Kagan, S. (1998) *Normative Ethics*, Westview Press.

Kawall, J. (2002) "Virtue Theory and Ideal Observers", *Philosophical Studies* 109, 197-222.

Louden, R. (1984) "On Some Vices of Virtue Ethics", *American Philosophical Quarterly* 21, 227-36.

Oakley, J. and Cocking, D. (2001) *Virtue Ethics and Professional Roles*, Cambridge University Press.

Russell, D. (2008) "That "Ought" Does Not Imply "Right": Why It Matters for Virtue Ethics", *The Southern Journal of Philosophy* 46, 299-315.

Slote, M. (2001) *Morals from Motives*, Oxford University Press.

Solomon, D. (1988) "Internal Objections to Virtue Ethics", in P. French, T. Uehling, and H. Wettstein eds., *Midwest Studies in Philosophy XIII, Ethical Theory: Character and Virtue*, University of Notre Dame Press, 428-41.

Svensson, F. (2010) "Virtue Ethics and the Search for an Account of Right Action", *Ethical Theory and Moral Practice* 13, 255-71.

Swanton, C. (2003) *Virtue Ethics: A Pluralistic View*, Oxford University Press.

van Zyl, L. (2011) "Right Action and the Non-virtuous Agent", *Journal of Applied Philosophy* 28, 80-92.

(2013) "Virtue Ethics and Right Action", in D. Russell ed., *The Cambridge Companion to Virtue Ethics*, Cambridge University Press, 172-96.

Walsh, S. D. (2009) "Teleology, Aristotelian Virtue, and Right", in J. P. Sterba ed., *Ethics: the Big Question* (2 nd ed.), Blackwell, 409-18.

Zagzebski, L. (1996) *Virtues of the Mind: An Inquiry into the Nature of Virtue and the Ethical Foundations of Knowledge*, Cambridge University Press.